

令和7年度放課後児童クラブ入会申込に関する よくある質問（Q&A）

1 入会条件について

R6.10.1作成

質問	回答
入会条件を満たしていれば児童クラブに入会することはできますか。	両親の就労状況や祖父母の状況、学年などの申込情報を採点表に基づいて採点を行い、必要度が高いと判断する児童から順に入会となります。大変申し訳ありませんが、定員よりも申込者が多い場合には入会保留となり、希望に沿うことができない場合があります。
どの程度働いていれば通年利用での児童クラブの利用条件を満たしますか。	様々の状況を勘案して自宅での保育が可能か判断するため一概には言えませんが、固定就労の場合には、終業時刻が14時以降であること、変則就労の場合には、月80時間以上かつ14時以降の日がある就労であることが入会条件の目安となります。
父親は早朝から夜まで勤めており、母親は午前9時から午後1時までパートをしています。また、祖父母は県外在住で保育を頼むことができません。夏休みなど長期休暇中のみ児童クラブを利用することは可能ですか。	就労等により家庭での子どもの保育ができない家庭の児童が入会対象となります。午後1時までのパートの場合、学校がある通年利用の場合には自宅での保育が可能と判断されますが、長期休暇中については、家庭での保育ができないと判断され、クラブの利用条件を満たすと判断します。 ※各クラブの空き状況により希望に沿うことができない場合があります。
現在、求職中です。児童クラブを利用できますか。	求職中は利用できません。保護者が就労等により保育ができない家庭が対象になりますので、就職先の決定後に申請をお願いします。
年度の途中で働くことになった場合など、年度途中で入所できますか。	定員に空きがある場合には、年度途中での入会が可能です。入会希望月の前々月までに申請（8月入会希望の場合は、7月入会希望者と一体的に審査を行うため5月までに申請）いただければ、審査を行い、審査後に結果通知を送付します。
出産予定があります。産休・育休中でも児童クラブを利用できますか？	出産予定日の2ヶ月前から産後3ヶ月以内であれば利用可能です。ただし、父親が育休取得期間中は利用できません。

2 負担金について

質問	回答
週3のパート勤務のため、週3日の児童クラブ利用となります。保護者負担金の日割り制度はありますか。	負担金の日割り計算は行っていません。ご理解の程よろしくをお願いします。
負担金の減額制度はありますか。	・生活保護世帯 ・令和6年度市県民税非課税世帯 かつ ひとり親の場合には減額制度があります。詳細は募集案内の負担金欄をご確認ください。 ※なお、事実婚の関係にある同居人がいる場合は、ひとり親には該当しません。
負担金の支払い方法を教えてください。	保護者負担金は、島田掛川信用金庫の口座から自動引き落とし（口座振替）により徴収します。

自動引き落としできなかった場合の支払い方法を教えてください。	原則、毎月5日に自動引き落としを行い、引き落としできなかった場合には、再度の自動引き落としを行います。また、再度の引き落としもできなかった場合には、市社会福祉協議会指定の振込依頼書（振込手数料：保護者負担）によりお支払いをお願いします。
夏休み期間限定で利用を予定していますが、保護者負担金は現金で支払いできますか？	現金でのお支払いは承っておりません。お手数ですが、市社会福祉協議会指定の振込依頼書（振込手数料：児童クラブ負担）によりお支払いをお願いします。なお、振込手数料については、夏休み期間限定者のみ受取人（児童クラブ）負担とします。
口座開設ができません（口座を開設したくありません）。自動引き落とし以外の支払い方法はありますか？	負担金の徴収は、島田掛川信用金庫の口座からの自動引き落としとしております。口座を開設しない、または開設できない方については、お手数ですが、市社会福祉協議会指定の振込依頼書（振込手数料：保護者負担）によりお支払いをお願いします。また、口座振込でお支払いの際は事前に児童クラブにご相談をお願いします。

3 申込について

質問	回答
入会申込はどこで行えばよいですか。	各小学校内にある児童クラブへ申込してください。
入会申込に必要な書類は何ですか。（負担金の減額がない場合）	・児童クラブ入会申込書 ・就労証明書、医師の意見書、障害者手帳、介護保険証など保育できない理由を証明する書類が必要となります。保育できない理由によって必要書類が異なるため、詳細は募集案内の必要書類を確認ください。
負担金が減額となる場合（生活保護世帯 or 市県民税非課税世帯かつひとり親）に提出が必要な書類はありますか。	生活保護世帯の場合には、生活保護受給者証明書が必要となります。 市県民税が非課税世帯かつひとり親の場合には、同居の父、母、祖父、祖母等全員分の令和6年度市県民税非課税証明書が必要となります。（年度途中の申請も、令和6年度市県民税非課税証明書の添付をお願いします。）
市内在住74歳以下の祖父母の保育できない理由を証明する書類が提出できません。申込はできますか？	申込可能です。 入会審査にあたり、より必要性の高い児童を優先するため必要な情報として、提出をお願いしています。
4月1日からの利用希望の場合の申込期限を教えてください。	前年10月～11月頃となりますが、就学時検診の時期に伴ってクラブごとに申込期限が異なるため、各クラブへ確認してください。
就労証明書、意見書に有効期限はありますか。	就労証明書、意見書については、原則的に発行日から3か月以内を有効とします。 ただし、対象児童の弟妹の令和7年度保育園入園申請時に提出した書類のコピーは有効です。
令和6年度市県民税の非課税証明書はどこで発行できますか。	①取扱場所 市役所西館2階 納税課（月曜～金曜） 市役所東館1階 市民課（土曜） 地区交流センター（火曜～土曜） 市文化センター、岡部支所（月曜～土曜） ②持ち物 申請者の身分証明書 （運転免許証、保険証、住基カード等） ※写真付きでない場合は2点以上必要 ③証明書発行手数料 300円/通 ※非課税でない場合は取得不要ですので発行前に確認ください。